

# 外国人就労に新在留資格

## 「骨太の方針」閣議決定

政府は15日、経済財政運営の基本指針「骨太の方針」を閣議決定した。少子高齢化や人手不足に対応するため、外国人の就労拡大に向けた新たな在留資格を創設するほか、「人づくり革命」として幼児教育の無償化や待機児童の解消などに取り組む。社会保障費の伸びの抑制については数値目標の設定を見送った。

(榎戸新)

骨太の方針の副題は「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」。安倍晋三首

相は同日の経済財政諮問会議で「人手不足感が高まる中で、質・量の両面で人材を確保す

るとともに生産性の向上により、その潜在成長率を高めていくことが急務だ」と強調した。新たな在留資格の上限は原則5年。より高い専門性が認められた場合は上限をなくし、家族の帯同を認めることも検討する。業種は介護、農業、建設、造船、宿泊の5分野が想定されている。

政府が策定する基本指針に基づき、各省庁が業種ごとの方針を決め、一定の技能水準を問う試験を行う。合格者に在留資格が与えられる。日本語能力の水準は、原案では日本語能力試験N4相当とされてきたが「ある程度日常生活ができ、生活に支障のない程度」に改められた。特定の試験や要件を定めず、業種ごとに柔軟に設定できるように配慮した。

新たな在留資格は技能実習を修了した人も対象になる。技能実習に関しては、入国1年後に日本語要件を満たせなくても引き続き在留できる仕組みを検討することも明記した。